

文化庁にパブリックコメントを提出

文化庁では、「著作権法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 30 号/5 月 25 日公布）の施行後、10 月（11 月 4 日期限）にパブリックコメントを実施した。これを受けて本協会では、次のコメントを提出した。

著作権法における「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間に関するパブリックコメントへの意見提出(11 月 1 日提出)

「【審査基準】2」について

大学通信教育における「授業目的公衆送信」である「メディアを利用して行う授業」（文部科学省「大学通信教育設置基準」等）の平成 28 年度の学部段階の受講者は、学校基本調査（大学通信教育）では、77,169 名となり、今後ますます多忙な社会人の学びの手段として受講者は増加すると予測します。それゆえ、「メディアを利用して行う授業」の更なる実施や質の向上のためには、指定管理団体によるワンストップの著作権処理に、財政面や負担の軽減として期待しています。

「非営利教育機関の種別ごとの関係団体」としては、国公立の大学団体だけではなく、学校教育法第 84 条を根拠に大学通信教育を行う「非営利教育機関の種別における設置者の意見を代表するもの」として唯一の公益団体である私立大学通信教育協会についても、必ず意見聴取が行われる必要があると考えます。

【審査基準】3（2）② i イ」について

大学通信教育における「授業目的公衆送信」である「メディアを利用して行う授業」（文部科学省「大学通信教育設置基準」等）の平成 28 年度の学部段階の受講者は、学校基本調査（大学通信教育）では、77,169 名となり、今後ますます多忙な社会人の学びの手段として受講者は増加すると予測します。それゆえ、「メディアを利用して行う授業」の更なる実施や質の向上のためには、指定管理団体によるワンストップの著作権処理に、財政面や負担の軽減として期待しています。

大学通信教育の授業料は、「教育の機会均等」の実質を保障する観点からも、通常の大学の授業料よりも低廉にすることが戦後の学校教育法施行時からの社会的要望や実態として定着をして現在に至っています。このため、「【審査基準】3（2）② i イ」における「非営利教育機関の財政面を含む運営状況等への配慮」については、低廉な大学通信教育の授業料という実態を勘案して、通信教育に過大な負担となることがないように、留意する必要があります。